

自動車整備技能登録試験は
令和9年3月の学科試験から

新試験が スタートします!

※一級は令和10年3月から開始



毎年度 第2回登録試験の 変更点

① 受験申請受付期間

1月中旬 → **12月中旬に変更**

●令和8年度第2回試験の場合

12月14日(月)～18日(金)

② 学科試験日

3月20日過ぎの
最初の日曜日 → **3月第2日曜日に変更**

●令和8年度第2回試験の場合

3月14日(日) ※5月の口述試験と8月の実技試験は変更なし

※毎年度第1回試験(10月の学科試験と1月の実技試験)の申請受付期間及び学科試験日は変更なし

新旧試験並走時の時間割

※赤字は新試験

令和9年度 第1回登録試験(学科)				令和8年度 第2回登録試験(学科)			
時限	試験の種類	受付時間	試験時間	時限	試験の種類	受付時間	試験時間
1	三級自動車(総合)* 三級自動車ジーゼル・エンジン	8:45～9:05	9:20～10:20	1	三級自動車(総合)* 三級自動車ジーゼル・エンジン 三級自動車(二輪) 三級2輪自動車	8:45～9:05	9:20～10:20
	二級ジーゼル自動車		9:20～10:40		二級ジーゼル自動車		9:20～10:40
2	三級自動車シャシ	10:45～11:05	11:20～12:20	2	三級自動車シャシ	10:45～11:05	11:20～12:20
	二級自動車(総合)* 二級ガソリン自動車 自動車車体・電子制御装置 自動車車体		11:20～12:40		二級自動車(総合)* 二級ガソリン自動車 自動車電気・電子制御装置 自動車電気装置 自動車車体・電子制御装置 自動車車体		11:20～12:40
3	三級自動車ガソリン・エンジン	12:50～13:15	13:30～14:30	3	三級自動車ガソリン・エンジン	12:50～13:15	13:30～14:30
	二級自動車(二輪) 二級2輪自動車		13:30～14:50		二級自動車シャシ		13:30～14:30
	一級自動車(二輪)※令和10年10月～		13:30～15:10		一級自動車(総合)※令和10年3月～ 一級小型		13:30～15:10

*令和9年3月の学科試験より、二級自動車(総合)と三級自動車(総合)の二種目に限定をして試験問題文のすべての漢字に“ひらがな”のルビを付します。

受験手数料

学科試験	一級	13,500円
	一級以外	12,500円
実技試験		18,000円

❗ 実技試験の免除は、修了した種目に発生します。

例1) 一級、二級、三級の各(総合)の養成課程を修了(卒業)した方が、各(二輪)の学科試験を受験した場合、実技試験の免除は受けられません。

例2) 旧養成課程を修了(卒業)した方が、新制度の学科試験を受験した場合、実技試験の免除は受けられません。

▼詳細は公式ホームページから



自動車整備技能
登録試験のご案内



自動車整備技能登録試験中央委員会



令和9年1月1日施行により

自動車整備士制度が変わります

令和9年3月の学科試験（令和8年度 第2回登録試験）から 新試験を開始します（1級は令和10年3月から開始）

- 現行の学科試験……現行制度における実技試験免除期間内の者（養成施設等を修了〈卒業〉してから2年間）がなくなり次第、原則終了します。
- 現行の実技試験……実技試験受験資格を有する者（学科試験合格から2年間）がなくなり次第、原則終了します。

現行の試験		新試験	
一級	一級大型自動車整備士（※）	一級	一級自動車整備士（総合）（※）
	一級小型自動車整備士（※）		一級自動車整備士（二輪）
	一級二輪自動車整備士	二級	二級自動車整備士（総合）（※）
二級	二級ガソリン自動車整備士		二級自動車整備士（二輪）
	二級ジーゼル自動車整備士		三級自動車整備士（総合）
	二級自動車シャシ整備士		
	二級二輪自動車整備士	三級	三級自動車整備士（二輪）
三級	三級自動車シャシ整備士		自動車タイヤ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士		
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士	特殊	自動車電気・電子制御装置整備士（※）
	三級二輪自動車整備士		自動車車体・電子制御装置整備士（※）
特殊	自動車タイヤ整備士	特殊	自動車電気・電子制御装置整備士（※）
	自動車電気装置整備士		自動車車体・電子制御装置整備士（※）
	自動車車体整備士		

※電子制御の内容を含む資格

●自動車タイヤ整備士は、新試験でも実施しません。

⚠ 受験される方への注意事項

現行の養成課程を修了〈卒業〉した方

**新試験開始後も
現行の試験を受験してください。**

新養成課程を修了〈卒業〉した方

新試験を受験してください。

実技試験の免除は、修了(卒業)した種目に発生します。

(例) 2級ガソリン養成課程修了者が2級(総合)の試験を受験しても実技試験の免除は受けられません。



自動車整備技能登録試験中央委員会